

専 決 処 分 書

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表備考を次のように改める。

備考

- (1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- (2) この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- (3) この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- (4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

- 8 園児の登園及び降園の際等の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項ただし書に規定する職員のうち1人は、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代

えることができる。

- 9 第5条第3項に規定する職員の数の算定については、当分の間、同項の表備考第1号に定める者に加えて、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。）を同項に規定する職員の数に含めることができる。この場合において、これらの者は、教育課程に基づく教育に単独で従事してはならない。
- 10 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の規定の適用については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数を限度として、同項の表備考第1号に定める者に加えて、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を同項に規定する職員の数に含めて算定することができる。この場合において、当該者は教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前2項の規定を適用する場合には、第5条第3項の表備考第1号に定める者を、同項に規定する職員の数の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

前橋市長 山 本 龍